

○ふじみ野市犯罪被害者等支援条例施行規則

令和5年3月24日

規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ野市犯罪被害者等支援条例（令和5年ふじみ野市条例1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する犯罪行為をいう。

(2) 重傷病 法第2条第5項に規定する重傷病をいう。

(見舞金の種類及び額)

第3条 条例第8条の見舞金（以下「見舞金」という。）の額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

(見舞金の支給対象者)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者であって、当該犯罪行為が行われた時に市内に住所を有するもの（以下「死亡被害者」という。）の遺族のうち、次条の規定により第1順位の遺族となるもの（以下「第1順位遺族」という。）

(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者であって、当該犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで引き続き市内に住所を有するもの（以下「重傷病被害者」という。）

2 見舞金の支給対象となる犯罪行為は、警察にその被害が認知され、かつ、当該認知した事実を警察への照会等により市長が確認できることを要件とする。

3 第1項各号の規定にかかわらず、犯罪被害者がやむを得ない理由により住民登録をせずに市内に居住している場合は、市内に住所を有しているものとみなすことができるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、死亡被害者の死亡時において次の各号のいずれかに該当する者のうち、犯罪行為が行われた時から遺族見舞金を申請する時までの間、日本国内に住所を有するものとする。

(1) 死亡被害者の配偶者等（配偶者、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関

係と同様の事情にあった者並びにふじみ野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和4年ふじみ野市告示第206号）及びこれに類する制度として市長が認める他の地方公共団体の制度により性的マイノリティのパートナーとして認められた者をいう。以下同じ。）

(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子（養子縁組の届出をしていないが事実上養子縁組関係と同様の事情にあったと市長が認める場合を含む。以下同じ。）、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 死亡被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については、その子は、その母が当該死亡被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたときあっては同項第2号の子と、その他のときあっては同項第3号の子とみなす。

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。この場合において、第1順位遺族となるものが複数あるときは、当該遺族が協議を行い、当該遺族のいずれか1人を代表者として定めなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、遺族が協議を行い、第1順位以外の者を代表者として決定した場合は、当該該当者に遺族見舞金を支給することができる。

5 第1項の規定にかかわらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができない。

（見舞金の支給の制限）

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金を支給しないものとする。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者（18歳未満の者を除く。）

又は第1順位遺族（18歳以上の者で、第1順位遺族が2人以上ある場合にあつては、そのいずれかのもの）と加害者との間に、次のいずれかに該当する親族関係があつたとき（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていたときその他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情があるとき又はこれと同視することが相当と認められる事情があるときを除く。）。ただし、犯罪行為が行われたときに犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合は、この限りでない。

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた場合及びパートナーシップ関係にあつた場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げる者を除く。）

(2) 犯罪行為による被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があったとき。

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行若しくは脅迫又は重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由があったとき。

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 集団的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属し、又は属していたことがあること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者若しくはその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を与えたこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

（支給の調整）

第7条 重傷病見舞金の支給を受けた者が当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、遺族見舞金の額から重傷病見舞金の額を控除した額を遺族に支給する。

（見舞金の支給申請）

第8条 見舞金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 遺族見舞金 犯罪被害者等見舞金支給申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類

ア 死亡被害者の死亡診断書その他の当該死亡被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明する書類

イ 犯罪行為が行われた時に死亡被害者が市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書

ウ 戸籍謄本その他の死亡被害者と申請者との続柄を確認する書類

エ 申請者が死亡被害者と婚姻の届出をしていないが、死亡被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったときは、その事実を証明する書類

オ 申請者が死亡被害者の死亡の当時パートナーシップ関係にあったときは、その事実を証明する書類

カ 申請者が配偶者等以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類

キ 申請者が第5条第1項第2号の規定に該当する者であるときは、死亡被

害者の収入によって生計を維持していたことを証明する書類

ク その他市長が必要と認める書類

(2) 重傷病見舞金 犯罪被害者等見舞金支給申請書及び次に掲げる書類

ア 重傷病被害者の重傷病の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他の書類

イ 犯罪行為が行われた時から重傷病見舞金を申請する時まで申請者が市内に住所を有するものであったことを証明する住民票の写しその他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

(支給申請の期限)

第9条 見舞金の支給申請は、犯罪行為による死亡若しくは重傷病の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該死亡若しくは重傷病が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定)

第10条 市長は、第8条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、見舞金の支給の可否を決定したときは、見舞金支給（不支給）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(見舞金に係る調査等)

第11条 市長は、見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等に対し、必要な事項の調査を行い、又は報告を求めることができる。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金の支給決定を取り消すことができる。この場合において、既に見舞金を支給したときは、その返還を求めるものとする。

(1) 支給決定後に、第6条各号の規定に該当することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支給決定を受けたことが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為に係る死亡被害者の遺族又は重傷病被害者の見舞金の支給について適用する。

様式第1号（第8条関係）

（表）

犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号
犯罪被害者との続柄

ふじみ野市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条の規定により、次のとおり見舞金の支給を申請します。

犯罪被害者	フリガナ	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われたときの住所	ふじみ野市
見舞金の種類	遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金	

見舞金振込口座

金融機関名	
支 店 名	
支 店 番 号	
預 金 種 類	
口 座 番 号	
フリガナ	
口座名義人	

(裏)

- 1 私は、「ふじみ野市犯罪被害者等支援条例施行規則」第6条の規定によりふじみ野市が見舞金の支給を行わないことができる場合に該当しません。
また、この内容に確認の必要が生じた場合は、関係機関等へ照会することに同意します。
- 2 私は、申請内容に偽りがないことを認め、見舞金の支給後に偽りその他不正の手段による支給であったと市長が認めた場合には、当該見舞金を市に返還することに同意します。
- 3 私は、第1順位遺族（遺族間での協議によって決定された代表者を含む。）に相違ありません。なお、遺族間で問題が生じた場合には、遺族間で全て解決し、貴市に一切の迷惑をかけないことを約束します。

(申請者署名) 氏名

様式第2号（第10条関係）

見舞金支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

様

ふじみ野市長



年 月 日付けで申請のあった見舞金の支給については、次のとおり決定したので通知します。

1 支給

- (1) 見舞金の種類 遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金
(2) 支給決定金額 円

2 不支給

理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、ふじみ野市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、ふじみ野市を被告として（訴訟においてふじみ野市を代表する者は、ふじみ野市長です。）提起しなければなりません。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。